

書評

トレヴァー・J・ソーンダース
『プラトンの刑法典』

森村 進

I 序

最晩年のプラトンが実現可能な理想国家の像をヘアテナイからの客人がクレテ島の内陸部に新しく建設される植民市マグネシアの制度を語る『法律(ノモイ)』は、彼の最大かつ最後に重要な著作である。特にその後半で重要な役割を果たした大きな分量を占める刑罰論と刑罰制度は、法思想史上でも社会史の上でも極めて興味深い。応報刑を排して刑罰の目的を重視するプラトンの刑罰論は、たとえばカントやヘーゲルのような応報刑論よりも、今日の刑罰理論家にとって理解しやすいし、示唆するところも大きい。しかし刑罰論・刑罰制度の部分も含めて、『法律』はプラトンの他の対話篇に比べて研究が少なかった。その理由の一つは、その冗長で取り付きにくい文体と一見雑然たる体裁にある

う。実際この対話篇は一読してすぐに全体の構造と思想を把握できるようなものではない。そのためには熟練したガイドの必要性が切に感じられる。ここに取り上げるソーンダースの四一四頁の大著『プラトンの刑法典』(Sanders [1991])文献は末尾を見よ。以下では算用数字だけで頁数をあげるのは本書。漢数字だけで頁数をあげるのは『法律』は、『法律』の全体についてはないが、刑罰規定についてこれまで例のなかったほど博学で詳細な研究である。本書の主張は「もしわれわれがプラトンの刑罰論と刑法典を(i)ギリシアの刑罰の前提と実践の歴史的発展および(ii)彼自身の心理学的・医療的・生理学的理論に照らして詳しく検討するならば、顕著な一貫性が現れてくる」(p. 3)というものである。本書はこの(i)(ii)に対応する二部からなっている。

II 内容の紹介

1 第一部「ホメロスから四世紀半ばまで」——第一章「ホメロスにおける刑罰」は、ホメロスの叙事詩の中に見られる攻撃と報復の内容を決定する要素を抽出し、そこで働いている考察は後の古典期の刑罰論で発展することになるものだったと指摘する。またホメロスの社会でもある種の刑罰は存在したと主張する。

続く三つの章は、ヘシオドスからプラトンに至る約三世

紀間の刑罰論において平行して起きた三つの過程を跡づける。まず第二章「不安と代理」は、加害者がその行為にふさわしい罰を蒙らずに大手を振って逃げてしまふかもしれないという不安を静めるために、あの世での刑罰の存在や人間に代わって処罰する神々などの代替的処罰者が想定され、生々しく描写された次第を、アイスキュロスの「オレステア」三部作などを利用して述べる。次に第三章「犯罪・特定の刑罰 (Crime-Specific Punishments)」は、同害報復のタリオ的刑罰と、犯された犯罪を何らかのしかたで連想させる「鏡像」的刑罰を紹介する。(巻末の補遺には、文献に言及があるそのような刑罰——歴史上のものだけでなく、想像上のものも含む——がまとめられている。)犯罪——特定の刑罰が次第に消滅に至った原因は、それが自力救済と密接に結び付いていたため、次章で触れられる法執行の国家化という歴史的趨勢に対立したことにあるらしい。最後に第四章「歴史的实践と論争」は、古代ギリシアの裁判の性質と発展を略述してから、犯罪や刑罰の段階付けにおいていかなる要素がどのくらい重要な役割を果たしたかを見る。ここでは多数伝えられている法廷弁論が利用される。またそれらよりも裁判の実践から離れた法的・政治的・哲学的文脈で刑罰制度のありかたを考えた知識人たち(ソフィストのゴルギアス、アンティポーン、プロタゴラスや、トゥキディデスの伝える政治家のディオドトスや、

『アレオバギティコス』のイソクラテスなど)による批判も検討される。

2 第二部「プラトンの刑罰論と刑法典」は、刑罰論を中心とする第五・六章と、刑法典を中心とする第七章——六章とに大きく二分することができる。

本書の中で最も長い第五章「プラトンの医療的刑罰論」は、まず『法律』の中で刑罰の意義・目的について述べている箇所をすべてあげ、刑罰を医療的用語で説明するプラトンの議論がどれだけ有効であるかを検討する。その議論があらざるがなの、あるいはかえって有害であるメタファ——以上のものであるためには、①刑罰に伴う苦痛が治療のために不可避のものであると示せる、②医療的手続きによる診断・治療ができるような心理学・生理学に基づいている、③医師でない人でも管理できる法という形で手続きを表現できる、という条件を満たしていなければならぬが、著者はプラトンがおおむねそれに成功していると考え、それを説明する際に、『ティマイオス』で述べられた魂の病的の生理学的記述が、プラトンの刑罰論の理解を助けるものとして大いに利用される。ソーンダーズ自身認めているように、『ティマイオス』では刑罰論は取り上げられていないし、他方『法律』にはそのような生理学的記述はほとんど見られない。だが彼は、それは前者が高度な著作であり後者が一般人向けの著作であるという事情によるものだと

考える。ソーンダーズは『法律』の刑罰論は『ティマイオス』の生理学の次のような(語られざる)応用を前提すればよく理解できると考える。——病んだ魂を健康な状態に戻すためには苦痛を与えることが必要である。なぜならその手段によってこそ、現在の病んだ魂の状態の均衡を破壊して、それを調和がとれた健康な状態に変えていくことができるからである。刑罰のもたらす苦痛は応報としてではなく、魂の治療の一環として必要である。また犯罪に苦痛を結び付けることによって、犯罪者は悪しき行為を恐れるようになり、自らの行動をつつしむようになる。魂の悪性が重大であるほど、その治療のために厳しい刑罰が必要だが、その悪の何よりも明白な表われが犯罪である。従って犯罪が重大であればあるほど刑罰も重くなるが、この犯罪と刑罰の重さの比例は魂の治療という目的のためであって、応報のためではない。

第六章「プラトンの神話の刑罰論」は、『ゴルギアス』『パイドン』『パイドロス』『国家』『ティマイオス』『法律』の中に見いだされる死後の刑罰についての終末論的ミュートス(神話)から刑罰論的要素を取り出す。そこからわかることは、これらの神話では前章で重視された刑罰の治療としての側面がしばしば無視されているということである。

3 以下の部分ではいよいよ『法律』の刑法典が検討の対象になる。まず本書で最も短い第七章「マグネシアの構

造」では、この国の裁判所制度と四つの身分(市民、居留外国人、一時的訪問者、奴隸)が簡単に説明される。続く第八章「殺人」、第九章「傷害」、第十章「暴行」(以上は『法律』第九巻に規定あり)、第十一章「窃盗」(第九、十一、十二巻に断片的規定あり)、第十二章「不信仰」(第十巻に規定あり。これは①単純な無神論だけでなく、②神々は人間のことに無関心であるとか、③神々は犠牲等によって買収できるという異端の見解を含む。他に第十一巻に魔法使いについての規定あり)、第十三章「軍事上の犯罪」(第十二巻)、第十四章「法廷における犯罪」(第十一巻最後)は、それぞれの犯罪に関する規定を詳細に検討する。ただしここで注意しておきたいが、これらは『法律』第九巻以降の刑罰規定の大部分をカバーしているが、第五巻後半以降に規定されている刑罰規定のすべてに触れているわけではない。著者が取り上げていない犯罪の大部分は、農業や商取引や公務への(不)参加に関係する、相対的に軽微な犯罪であり、それらへの刑罰はたいいてい罰金である。

第十五章「プラトンの刑法典における階級的区別」は、身分による刑罰の重さの相違がいかなる原理によって決定されているかを考える。(重要な犯罪類型についての刑罰の身分的相違が最初に図表化されていて便利である。)プラトンはこの点について明示的にはほとんど何も言っていないが、刑罰規定の検討から次のような原理が推測できる。

多くの場合、市民へ外国人へ奴隷という順で刑が重くなるが、財産的利得を動機とする犯罪の場合には、逆に市民の方が刑が重くなることがある。これは市民はマグネシアの教育をすでに正式に受けているので、それだけに軽い刑罰でも矯正ができるが、一方マグネシアの教育は貪欲を厳しく非難しているので、それにもかかわらず富に目がくらんだ市民は特に厳しく懲らしめなければならない、というふうに説明できる。この点、自由人ではあるがマグネシアの教育を受けていない外国人の犯罪の取り扱いは複雑微妙である。また一見同じ犯罪でも、加害者と被害者の身分の相違によって全く異質の犯罪と見なされる。たとえば一般に自己の防衛のために人を殺しても罪にならないが、同じ原因で奴隷が自由人（市民と外国人を含む）を殺したり、子供が親を殺したりすれば死刑だし、奴隷が自由人に暴行を働いた場合被害者はその奴隷の所有者に損害を与えない限りで奴隷を鞭打つことができるが、逆に自由人が奴隷に暴行を働いた場合についての規定はない。このような身分的相違は、マグネシアの国制が厳格な身分的上下関係（親族関係や長幼の序も含む）の原理によって構成されているという事実の反映である。同等や目下の人物に対する犯行と違って、目上の人物に対する犯行はそのような秩序への攻撃でもあるだけに、犯人の一層大きな悪性を示すものである。アテナイの刑法も特定の犯罪についてはそのような身

分上の区別をしていたが、プラトンはそれを一層拡張した。著者は部分的に発見されているクレテ島のゴルテュンの法典がこの点でプラトンに影響を与えたのではないかと想像している。

最後に第十六章「要約と評価」は、プラトンの認めた刑罰の目的として①被害者への適切な賠償（それは厳密には刑罰の目的ではないが、プラトンは賠償と刑罰が峻別されていない当時の制度を受け入れていた）、②被害者の満足（プラトンはそれを所与として認めて、禁止しないが、奨励もしない）、③加害者の改善、④前者③や加害者の追放や死刑を通じての社会の改善をあげ、彼が特に犯人の心理に関心を持っていることを指摘し、これらの要素が実際に彼が語る刑罰制度の中で十分実現されているかどうかを見る。その結果をいくつかあげると――①プラトンの刑法典が、犯罪者を改善する手段として教育・説得に頼ることは、期待されるほど多くなく、もっぱら苦痛の抑止力に頼っている。②殺人など特定の犯罪に伴うと考えられる「汚れ」の観念は被害者側の復讐の欲求と結びついている。③神話の中では悪人の治療への言及は少なく、刑罰は応報的である。④身分制度の考慮は信じがたいほど複雑である。――ソーンダーズは結論として、「少なくとも可能性としては彼の刑罰論と刑法典とは内部的にも相互的にも一貫していた」(p. 356)と云う。そのような極端な矯正重視の未来向

きの刑罰論は、責任原理や功績 (desert) という過去向きの観念を何ら含んでいないという欠陥を持っているが、プラトンは原理的にはそのような観念を認めないとはいえず、慣習的解釈もできるような日常的言語によって自らの理論を述べたので、マクネシア人たちは実践において功績の観念も取り込むことができるはずである。「このことは、『法律』の諸制度が根本的にプラトンのものだとはいえず、その中に柔軟性と妥協とを組み込んでいるということの今一つの表われである。」(ibid.)

III 批評

1 ソーンダーズが本書の第五章で『ティマイオス』の生理学を利用して、刑罰がいかにして魂を改善するかを説明しようとした試みは、牽強付会という印象を禁じえない。確かにプラトンがこのように主張したとしても不思議ではない。だがあいにく彼はそんなことをどの著作でも言っていないのである。もし彼がソーンダーズの想像するような手の込んだ独自の生理学的刑罰観を抱懐していたならば、いくら『法律』が一般人向けの著作だとしても、少しくらいはそれを主張しなければ読者は誤解してしまうだろう。それに『ティマイオス』の生理学は、語り手のティマイオス自身「ありそうな話」(『ティマイオス』二九c d)としか言っていないものである。

なおソーンダーズは、プラトンは犯罪者の刑罰と並行した病人の治療について薬物よりも養生 (regimen = diata) を推奨すると述べ、注で「養生と薬物の相対的なメリットについての古来の論争において、プラトンは一貫して養生を支持した」(p.170 n.86)と言っているが、納得できない。後期の『ティマイオス』や『法律』ではそうかもしれないが——とはいえず『法律』七三五d eは死刑や追放刑を「最良の薬」にたとえている——、『国家』四〇五c—四〇八bのソクラテスは、近ごろの医者が慢性的の病人を長な養生によって無益に長生きさせることを批判していた。彼は養生に対して薬物や外科的治療を好意的に描くが、その薬も病人に嘔吐させて病気を吐き出させるような荒っぽいものである(四〇六d、四〇七d)。私は老年を迎えて体力が衰えてきたプラトンが、壮年期に持っていた養生への嫌悪の念を失うに至ったのではないかと想像する。

さてソーンダーズは独自の生理学的説明によって、プラトンが①苦痛を伴う刑罰が犯罪者の改善に役立つというだけでなく、さらに②その刑罰の重さが犯罪の重大さに比例するとも考えたと主張する。だが現代の生理学者は心理の生理学的側面についてプラトンよりもずっとよく知っているが、犯罪者を生理学的に改善する方法がわかったとは考えないだろう。確かにプラトンは人間性についての自らの認識を謙遜するような人ではなかった。だがプラトンが犯

罪者改善の生理学的手段を知っているとまで考えていたならば、彼は異常な知的思ひ上がりにとりつかれた人物だったということになる。 (それとも彼は、まさに心の生理学について無知だったからこそ、その有効性を過信していた——科学の礼讃者が陥りがちな過ち——のだろうか?)

むしろ犯罪の重さと刑罰の重さの釣り合いは、将来の犯罪の抑止 (九三四 a b を見よ) とか応報的正義といった、もっと常識的な考慮によって説明する方がずっと分かりやすい。むしろプラトンは刑罰の存在理由として犯人の改善や犯罪の抑止は認めても、プロタゴラス同様、覆水盆に帰らずと考えて応報の合理性は認めなかった (前記箇所。なおソーンダーズは両者の未来指向の刑罰論を「功利主義的」と呼ぶ。だが功利主義は全体の人々の幸福を目指すものだから、この特徴づけはプロタゴラスの刑罰論にはあてはまっても、不正な犯人の治療を第一に重視するかに見えるプラトンの刑罰論にはあてはまりにくい。MacKenzie [1962] 末尾もほぼ同旨)。しかし彼は当時の民衆の応報的正義観に妥協して、あるいは彼自身の応報的正義観に譲歩して——おそらくその両方だろうが——マグネシアの刑法典の中に否定できない応報的要素を持ち込んだのである。そのことは、概して刑罰の重さが犯行の重大さに比例するという事情から推測されるだけではない。たとえば彼は多くの殺人犯や傷害犯などに追放刑を科している。追放刑

が矯正的效果を持ちうるということを一概に否定はできないが、無期限の終身追放にその効果を求めることは難しい (彼はもはやマグネシアの国家教育を受ける機会も失われてしまふ)。おそらく終身追放の目的は、犯罪者の改善よりも、マグネシアから彼を厄介払いするという点にあるだろう。だがプラトンの刑罰論によると、もはや癒しえないような悪人は、死刑にするのが本人にとっても他の人にとっても望ましいのである。なぜなら、①そのような悪人は生きていても不幸だから死んだ方がまだましであり、②他の人々にとってはみせしめになり、さらに③国から悪人を排除することになるからである。ところが終身追放では②と③の目的は達成されても、①は達成されない。(さらに一般的に、追放刑はその国の利益にはなっても他国には迷惑をかけることになりそうだが、プラトンも他のギリシア人たちもそのことを気にしていなかったようである。)

ではプラトンは終身追放にどのような理由を与えているだろうか? 殺人未遂で仲間の市民に傷害を与えた市民は永久追放を科される (八七六 e — 八七七 b)。もし彼が実際に殺人を犯してしまったならば、彼は死刑にされる (八七一 d e)。プラトンの観点からすれば、意図的な殺人を行った者も、それに失敗して傷つけるにとどまった者も、悪性は同様に甚大であり、治療不可能であり、本人のためにも死刑にするのが何よりのはずである。ところが実際に

はアテナイからの客人は、殺人未遂の傷害の犯人の終身追放の理由を次のように述べている。「完全な悪にまでは至らなかった彼の運(*tyche*)と彼の守護霊(*daimon*)に敬意を表さねばならない。守護霊は加害者と被害者の両方をあわれみ、後者には、傷が致命傷にならないようにして、前者には、悪運が呪われたものになることを妨げたのである。」(八七七c) ここには「殺人未遂は既遂と比較して結果が軽いので、刑もそれに対応して軽いのがふさわしい」という、目的刑論、特に教育刑論と対立する応報的正義の考慮がある。しかしそれは敬神の考慮から来るように表現されたわけである(cf. pp. 260 f.)。

なお精神異常者の不処罰もプラトンの立場から問題である。精神異常者は町中に出てはならず、彼らを家の中に保護しておかなかった近親者は罰金を科されるが(九三四cd)、彼ら自身はたとえ犯罪を犯しても、損害を弁償するだけで、刑罰は免除される(八六四de)。しかしそのような犯人も治療不可能なだから、社会のためにも本人の利益のためにも死なせてやるべきなのではないか? 彼らの不処罰は非難可能性を重視する応報的正義観に基づいているように見える。しかしプラトンは、合理性が欲望等によって支配されているため魂の不調和に苦しんでいる不正な人物とは違って、精神異常者はもとも理性を失っているので、理性なき動物と同様、別に不幸なわけではない」と

言うこともできた(cf. p. 217 n. 3. もっとも八七三eでは、動物が人を殺すと殺されることになっている)。

だがこれら以上に応報的正義観が明らかに見られるのは、プラトンの終末論神話である。Mackenzie [1981], ch. 13と、森村「一九八五」、「一九八八」両方の第四章第五節が指摘するように、『法律』を含むいくつかの対話篇でプラトンは生前の行いに対応する死後の刑罰の物語(終末論)を語っているが、それらの個所では悪人の矯正とか犯罪の抑止といった刑罰の目的がほとんど言及されず、その代わりに応報的正義や復讐の要素が顕著である。もっともこれらの個所で、プラトンが功績を示唆する用語(「値する」とか「ふさわしい」とか訳される“axios”, “prepon”等)さらには「正しい」(*dikaios*)も)を刑罰について用いているからといって、Mackenzie [1981], p. 229のようにそれがただちに応報的正義観の証拠になると考えることはできない。なぜならそれらの言葉は「治療としての刑罰を科すに」ふさわしい」という意味で使われることもありうるからである(Saunders [1991], pp. 194f.)。しかし総じてプラトンの終末論神話が悪人の治療ではなく応報を重視していることは否定できない。このことは彼の教育刑論・反応刑論とは調和しないのだが、ソーンダーズは残念ながらその問題に取り組みとうとしない(Mackenzie [1992], 本稿II 3末尾で紹介した部分も参照)。

さらに終末論神話を離れても、著にも棒にもかからない悪人に対しては憐憫ではなく怒りを向けるべきだという七三一b—dの議論や、偽善的な宗教的異端者は「一度ならず二度死刑にしてもまだふさわしくない」という九〇八e—iiの表現（日本語ならば「その罪万死に値する」というところか）など、応報的正義観を前提しなければ説明できないだろう（前者の議論については、森村「一九八四」、「一九八八」両方の第四章第四節(四)を見よ）。

2 今触れた終末論の神話もそうだが、『法律』の刑罰規定の中には、殺人犯や両親への暴行犯の「汚れ」（これは不正な人間でない非故意殺人犯も蒙るとされる）とか、ある種の殺人犯の処刑への被害者の近親者の参加とか、法律による「呪い」といった、宗教的タブーや復讐の欲求によらなければ説明しにくいものがよくある。（刑法典の中に含まれている、被害者側への損害賠償の要素はここでは考えない。当時のアテナイでは刑事責任と民事責任は未分化だった。プラトンの刑罰論からしても、便宜上刑罰が教育刑のほかに損害賠償を含むことは構わないだろう。）ソーンダーズはこの要素を軽視しているように思われる。彼はプラトンはこのような点において当時の一般民衆の意識に妥協しているのだと考えているのかもしれない。だが私はプラトンの刑法典の宗教色は、当時のアテナイを基準にする限り、保守的というよりも反動的なものだったと考える。

また九三三についてのソーンダーズの解釈 (pp. 329—3) は、魔法や呪術の効力についてアテナイの客人が全面的否定に至らない慎重な不可知論的態度を持つことを指摘し、その態度の原因を、魔法が神々の世界ではなく死者の世界に属することに求めている。だが私はプラトンはここで自分自身を信じていない迷信を思想善導のためにあえて温存しているのではないかと思う（森村「一九九〇」三五七—九頁）。

3 1と2の点では、ソーンダーズはプラトンの刑法典の一貫性を過大評価しているように思われた。しかし第十章でソーンダーズは正当にプラトンの面目を施す解釈をしている。『法律』の中に散在する窃盗犯の処罰の規定の間に矛盾があるということはこれまでよく指摘されてきた。これに対してソーンダーズは、アテナイからの客人があらゆるタイプの窃盗犯に倍額の賠償を命ずる規定（八五七a—b）は最終的な規定ではなく、わざと対話の相手に隙を見せて、以下の長い犯罪論に導くためのおとりにすぎないとする (pp. 282—6)。ソーンダーズ自身認めているように、この解釈はすでに唱えていた人がいるが、彼はその結果個々の窃盗の処罰規定が、占有離脱物へ私人の財産へ公共の財産へ神殿荒らしの順序で重くなるわけも見も説明して、一見プラトンが整理しないまま残したかに見える窃盗法の諸規定が首尾一貫していることを立証した。

このように丹念な読解によって『法律』の刑法典の錯雑した規定に秩序を与える試みは、他の部分でもかなり成功していると言えよう。この部分に本書の最大の価値があるという Mackenzie [1992] の批評には私も同感である。

私の気付いた限り、誤植はほとんどない。ただし p. 299 の見出しの中の "945 a 5 c 2" は "954 a 5 c 2" の誤りである。巻末には文献目録(十二頁)と出典索引(二段組三十頁)と人名・事項索引(二段組十二頁)があり、網羅的な出典索引は特に便利だが、脚注の部分だけならともかく、本文中でも言及された現代の学者の人名が索引に拾われていれば、一層便利だったろう。

なお本書の日本語の書評として、森泰一のもの(『西洋古典学研究』41 [一九九三年])がある。

文献

Mackenzie, M. M. [1981], *Plato on Punishment*
(Berkeley, U. of California P.)

— [1992], Review of Saunders [1991], *Times Literary Supplement*, Feb. 21.

Saunders, Trevor J. [1991], *Plato's Penal Code: Tradition, Controversy, and Reform in Greek Penology* (Oxford, Clarendon Press)

森村進 [一九八四] [一九八五] 『古代ギリシマの刑罰

観(三)(四)』『法学協会雑誌』一〇一巻一二号、一

〇二巻一号。

— [一九八八] 『ギリシア人の刑罰観』木鐸社。

— [一九九〇] 『プラトン『法律(ノモイ)』への覚

書』『一橋大学研究年報 法学研究21』

(一橋大学助教授)